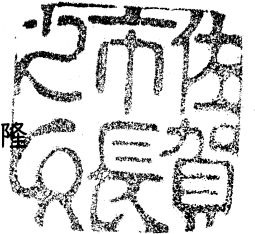


佐市危防第971号
令和6年1月26日

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 御中

佐賀市長 坂井 英隆



佐賀市長への質問・要請に対する回答について

令和5年11月22日付けで提出がありました質問・要請書について、別紙のとおり回答します。

【1】避難元/避難先のマッチングについて

佐賀市は唐津市からの48,000人(佐賀市人口の20%)を避難先131ヶ所で受入れとなっています。避難所の運営について、佐賀県からの回答は「避難所運営は原則避難元である。」としています。唐津市と受入先12市町でつくる「唐津市原子力災害時広域避難対策協議会」の会合で(2021年4月6日)、避難先自治体から「最大の避難者数を出して欲しい」と意見が出された事について、佐賀県は「最悪の想定を具体的に示すことは困難」とし、避難先自治体の要望に応えていません。唐津市からの回答は「避難者が入れなくなった場合は、県が代替施設(学校、ホテル等)を調整する」と、県に委ねています。

質問① 緊急時の佐賀市内代替施設の候補施設について、県から相談はありましたか?あればいつですか。

質問② その際、原発事故特有の被ばくによる施設への影響、対策など、説明はありましたか?

(回答)

原子力災害時の広域避難については、国が原子力災害対策指針を定めており、この指針に基づき佐賀県地域防災計画が定められています。広域避難に当たっては佐賀県が調整に当たることになっていますが、UPZ圏内の全員が避難する場合の「最大の避難者数」については唐津市から示され、本市から必要数を確保した避難所を提供することとしています。

③ 佐賀市の防災備蓄計画では、佐賀県の「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、想定避難者受入人数は登録人口の5%と決められています。原発事故時に唐津市から避難してくる48000人は、佐賀市人口の20%となり、大幅過多となっています。備蓄物品、受け入れ体制が整わず、実効性ある計画とは言えません。

質問③ 防災備蓄計画ではなぜ「5%」とされたのですか。原発事故時はなぜ例外扱いにするのですか。

(回答)

災害用備蓄品及びその数量は、佐賀県が策定している「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」(平成24年12月21日施行)に基づく想定避難者数(登録人口の5%)に準じて決めています。原発事故に限らず、市ですべての数量を賄うのではなく、災害協定締結先との連携、流通備蓄の体制整備を進めています。

質問④ 唐津市原子力災害時広域避難対策協議会が毎年開かれています。市はどのような意見を出し、唐津市や佐賀県から、どのような回答があったか具体的に教えてください。2022年度と2023年度の協議会の議事録と資料をお見せください。

(回答)

佐賀市は、唐津市原子力災害時広域避難対策協議会の受入市町として構成員になっています。令和2年度に書面開催された協議会において、本市は、受入市町として具体的避難者数の事前提示等の意見を提出し、唐津市から、最大避難者数データを定期的に更新し、共有を図りたい等の見解が示されました。なお、本市は主催者ではないため、議事録等は作成していません。

【2】除染の基準の意味について

国のマニュアル 除染が必要な基準：体表面汚染で $120\text{Bq}/\text{cm}^2=40,000\text{cpm}$
(cpm は 1 分間の放射線カウント数)

これは、
・1 歳児の甲状腺被ばくで 300mSv に相当 (安定ヨウ素剤服用基準 50mSv の 6 倍)
・「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ の 30 倍

(国の基準「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」)

アンケートでは、佐賀市は「避難退域時検査」で除染が必要となる基準は、「知っている」、そして「この基準で問題ない」。また UPZ 外においても放射線モニタリング等の結果により、避難や一時移転の防護措置を講じる事とされている事について、「講じていない」と回答されました。

質問⑤ 原発で一番大事な問題は被ばくから住民を守る事です。現在の除染基準は、放射線管理区域の外に物を持ち出す基準の30倍です。除染基準、検査方法についてなぜ問題ないのか理由をお聞かせください。原発事故だからといって、30倍の被ばくを市民は理解も承知もしていません。住民がなぜ九電の事故のために被ばくをしなければならないのか、「この基準で問題ない」と答えた佐賀市の見解をおこたえください。

(回答)

除染については、国において、原子力災害対策指針に則り、マニュアルが定められています。国の責任のもと、専門的知見をもって定められた基準であると認識しています。

質問⑥ 佐賀市にも避難指示が出るような事態になれば、UPZ 同様の対応が必要になります。佐賀市民に対してもUPZ 同様の事前情報が当然必要です。福島原発事故では放射線の危険性を知らなかったことで、多くの方が無用な被ばくを強いられました。この犠牲を学んでどのように対応するのか、具体的な対策と市民への広報をお聞かせください。

(回答)

原子力災害対策については、市地域防災計画に定めており、この計画は福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものです。

広報については、毎年、佐賀県が「原子力防災のてびき」を県内市町を通じて全戸配布をしています。引き続き県と連携して行っていきたいと考えています。

【3】その他について

避難元からのバス、自家用車の「検査」方法について佐賀市は「知っている」、また住民の検査方法についても「知っている」と回答、加えて今の方法で「問題ない」としています。

質問⑦ 佐賀市は「問題ない」と回答していますが、避難者に被ばくが強要される事をどのように受止めますか？「問題ない」という根拠をお示してください。

(回答)

福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方や簡易除染マニュアルに則り、県等が検査等を行うものと認識しています。

質問⑧ 佐賀市にUPZ 同様の避難(一次移転・屋内退避)指示が出た場合、今の基準では市民に被ばくを強要する事になります。市民に対しての考えを教えてください。

(回答)

原子力災害対策特別措置法に基づき、国が定めた原子力災害対策指針に則ったものであり、法令等に基づく対策が講じられているものと認識しています。

質問⑨ 避難所となる学校や施設に放射能が持ち込まれる可能性について、佐賀県は「除染により人体に影響が出るレベルの放射能汚染が避難先施設に持ち込まれる事はない」と回答しましたが、根拠は示されていません。受入先となる佐賀市の施設や学校は、市民が日常的に活用する場所です。佐賀市は「避難先施設に被害が及ばない」とする県の考えを受入れますか？

(回答)

県や市が定める地域防災計画は、福島における原子力災害の教訓や国際基準の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を抑えるために定められた国の原子力災害対策指針の考え方を踏まえたものと認識しています。

質問⑩ 質問⑨の回答で、受入れるのであればその理由を住民に解るようにお聞かせください。

(回答)

問⑨と同じです。

質問⑪ 質問⑨の回答で、受入れないのであればその理由と対策をお聞かせください。

(回答)

(回答なし)

質問② 佐賀市民が原発事故の避難当事者となりうることを、国も佐賀県も想定しています。佐賀市として市民へ広報が行き届いていると思われますか。現時点での広報を具体的に教えてください。

(回答)

広報については、毎年、佐賀県が「原子力防災のてびき」を県内市町を通じて全戸配布をしています。引き続き県と連携して行っていきたいと考えています。

質問③ 佐賀市に避難指示が出たら、佐賀市は、UPZ 同様に市民の避難先をどのように対応するとお考えですか？あれば具体的に教えてください？

(回答)

UPZと同様となれば、まずは屋内避難の措置を取ることとなります。佐賀県の地域防災計画の中では、避難先以外へ避難する必要がある場合には、県有施設の活用や県外への避難等について佐賀県が必要な調整を行うとされていますので、その際は県と調整しながら対応したいと考えています。

質問④ 佐賀市民も避難指示が出た場合、市民が飲む必要のある安定ヨウ素剤は熊本から運んでくるとなっています。熊本のどこにどのくらい備蓄され、誰がどのように、どのくらいの時間をかけて運ぶことになっているのか、現在の計画を具体的に教えてください。また住民への情報提供をお聞かせください。

(回答)

熊本県に保管されている安定ヨウ素剤は、国において備蓄されているものであり、運搬等については国の責任に基づき実施されるものと考えています。

要請① 上記のように、原発事故が起これば自然災害の避難計画の比ではないことは明らかです。住民として、原発事故は二度と起きない事を願うばかりです。しかし、政府と自治体が解っていて国民には知らされていない原発問題が多すぎます。原発事故時の対応について、私たちは当事者の問題として自分の身を守るために、具体的な情報提供を求めます。

(回答)

原子力防災については、佐賀県において「原子力防災のてびき」を作成し、全世帯へ配布され、その中で原子力災害時の注意点等について情報提供が行われています。

要請② 住民を守る立場の自治体として、佐賀県や政府に対して施策の根拠を求め、住民への説明の場を開催することを求めます。

(回答)

避難計画の住民への周知については、県とも協議をしていきたいと考えています。